平成２９年（フ）第３１１号
沖縄県浦添市港川２丁目26番３－311号　第一栄行ビル
債務者　上田小都美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山城　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１２号
沖縄県浦添市港川２丁目26番３－311号　第一栄行ビル
債務者　上田　克子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山城　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３９号
山口県柳井市柳井4247番地２
債務者　外川　正興
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第４２号
山口県岩国市今津町１丁目１番４－301号
債務者　秋山兄次郎
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第７０号
石川県小松市大和町90番地　グレースヴィレッジ101
債務者　中西　　優
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２６３号
北海道旭川市忠和３条４丁目６番２号
債務者　半田　安弘
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８５０号
札幌市北区北22条西３丁目２番２－203号
債務者　乙坂　　務
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０３号
札幌市中央区南19条西12丁目１番35号　メゾン・ド・カネイ101号
債務者　渡部　直美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１５号
札幌市北区北27条西12丁目３番５号
債務者　藤根　淳子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２０号
札幌市手稲区前田７条８丁目10番12号　小崎正義方
債務者　黒田　元樹
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３８号
北海道千歳市高台５丁目４番５号
債務者　藤谷　智視
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５０号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番21－508号
債務者　金子　美記
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６４号
札幌市西区山の手３条１丁目１番25－201号
債務者　水野　美喜
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１９号
札幌市中央区南21条西９丁目１番35号　ミディメゾンタテオカ南方館301号
債務者　竹本　順三
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５６号
札幌市白石区栄通６丁目13番16号　マーキュリー11号
債務者　倉見　貴士
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３号
釧路市益浦２丁目７番６号　伊藤方２階、申立前の住所釧路市興津５丁目６番６号
債務者　石割奈々絵
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５３号
山形県酒田市駅東２丁目16番地の７　２号
債務者　星川　史朗
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山形地方裁判所酒田支部